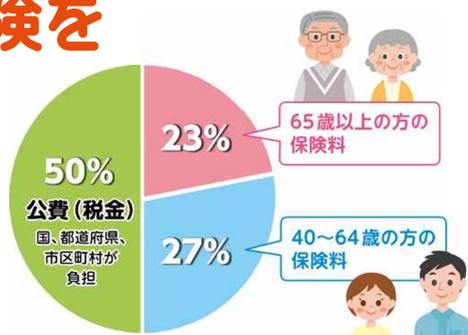


社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。



介護保険の財源の内訳(令和6~8年度)
(このほかに利用者負担分があります)

※令和7年度からの介護保険料の算定基準となっております。
令和6年度分の場合は、「80.9万円」を「80万円」に読みかえてご使用ください。

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、広域連合関係町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

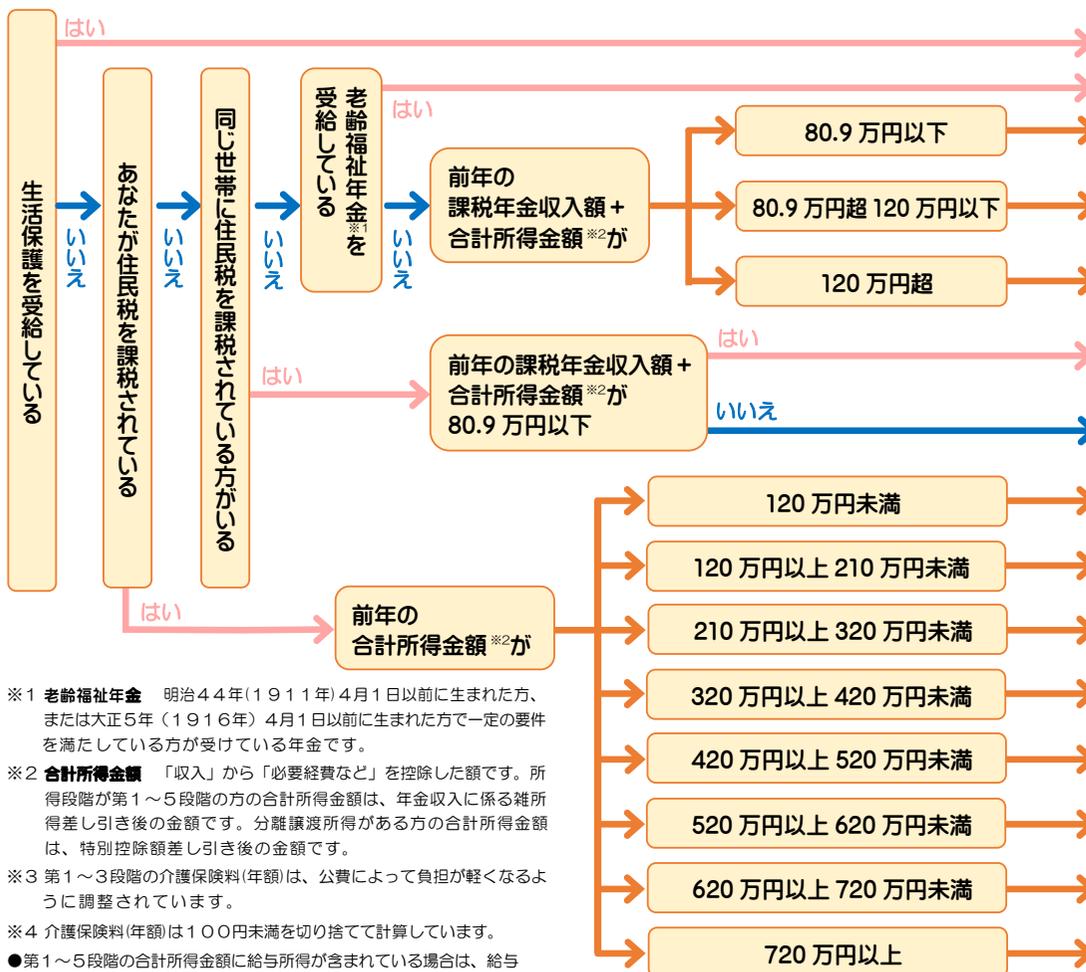
基準額の決まり方

$$\text{広域連合関係町村に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{広域連合関係町村に住む65歳以上の方の人数}$$

＝ 後志広域連合の令和6~8年度の介護保険料の基準額 71,724円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

あなたの介護保険料は？



所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額) ^{※4}
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	20,400円 ^{※3}
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が	80.9万円以下の方	基準額 × 0.485
第3段階		80.9万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.685
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} の合計が	80.9万円以下の方	基準額 × 0.90
第5段階		80.9万円超の方	基準額 × 1.00 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	120万円未満の方	基準額 × 1.20
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.30
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.50
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額 × 1.70
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.90
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.10
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.30
第13段階		720万円以上の方	基準額 × 2.40

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1~5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離課税所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
 ※3 第1~3段階の介護保険料(年額)は、公費によって負担が軽くなるように調整されています。
 ※4 介護保険料(年額)は100円未満を切り捨てて計算しています。
 ●第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。